

別 紙

公開概要書

受付日	令和 6 年 10 月 15 日	回答日	令和 6 年 10 月 29 日	担当課	農林水産課
意見等の内容	森林境界明確化事業を行っている地域に、後日地籍調査事業を入れる場合、同様の作業をもう一度しなければならないのが、税金の無駄。 森林境界明確化事業について、所有者界だけではなく筆界を確定する。同時に詳細な地盤面データも取得する。そうすることにより、法務局への地図の備付ができる。また、ICT 施工後術を用いて森林管理、林道整備、災害対策を行うことができるので労災率も下がる。				
回答の内容	全国的な取組みとして、森林境界の明確化は、林野庁が平成 29 年から支援対策を開始し、令和 4 年度までに、地方公共団体独自の取組とあわせて約 6 万 ha の境界（所有者界）を明確化しており、森林経営管理制度等を活用した森林整備に結びついているものと認識しております。 このように、森林整備を効率的に進めるためには、広範囲かつ短期に所有者界を決めることができる森林境界明確化事業を進めることが、森林整備には有効であると考えております。 そして、この森林境界明確化事業を行うにあたっては、地籍調査と重複しないように調整しており、後の地籍調査においても、この事業で取得した成果を活用することにより、筆界確認作業の一部が省略可能となると考えます。 また現在、林地台帳システムの構築を進めており、ご指摘のありました地盤をはじめ、樹種、境界、所有者情報など、様々なデータを結びつけることにより、森林管理、林道整備、災害対策等に活用してまいりたいと考えております。				